

豊橋市立八町小学校における「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日策定

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生徒指導部」「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・校務主任（生活サポート主任）・生徒指導主任・養護教諭・保健主事・スクールカウンセラー等で構成する。全職員で全児童を育てる観点から、基本的には全職員ですべての事案に対応する。必要に応じて、教育相談員・スクールサポーター等外部の専門家に相談する。

○「生徒指導部」「生活サポート委員会」の役割

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証をし、改善策を検討していく。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・「生活アンケート」や教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・毎月の職員会議後に情報交換会を開き、情報共有を図る。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間を中心に「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

(1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むため、「4つの花」を軸に、以下の教育活動を推進する。

- ・たてわり活動での異学年交流の充実を図る。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動や児童集会、学年団集会を充実させる。
- ・「漢字・計算力だめし」週間をはじめ、児童が主体的に取り組める学習活動を充実させる。
- ・「ふれあい集会」や「ありがとうの会」などを通して、地域の人とのつながりを実感したり、感謝したりする気持ちを育む。

(2) いじめの早期発見のために、以下の手段を講じる。

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、夕方の打合せや、月に一度行われる情報交換会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る（急を要する場合はその限りではない）。
- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・毎月1回「学校生活に関するアンケート」「生徒指導部会」と年2回以上個人面談を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(3) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、「生活サポート委員会」を中心に、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「八町小学校いじめ調査委員会」（仮称）を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校教育評価と合わせ、その結果を公表する。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (2) 「ネットいじめ」を防止するため、ネットモラルに関する指導を、学年の実態に応じて計画的に実施していく。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
- (4) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。
- (5) 家庭と学校との連携に加えて、地域の力が大きいからこそ「コミュニティ・スクール」の取り組みを生かして、地域の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感を抱くように、地域ぐるみの取り組みを推進する。国の基本方針においても、いじめ防止について「より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する」ことの重要性が指摘されている。
- (6) 発達段階に応じて、法や「学校いじめ防止基本方針」についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から、法律の意味や役割について学ぶ機会をもつことで、未然防止教育とする。

【重大事態発生時の調査対応図】

